

■□商標・着ぐるみ使用ルール(2023年10月現在)□■ ※詳細はVIマニュアルを参照してください。質問等がある場合は、学校法人明治大学経営企画部広報課へご相談ください。

名称	シンボルマーク(Mマーク)	ロゴタイプ	セカンドマーク(M)	めいじろう	着ぐるみ	校章 ※総務部にて管理
デザイン						
系列校の使用	不可		不可	申請により可	不可	不可
性質	「新しい明治大学・飛翔する明治大学」をイメージしたマーク。	シンボルマークを補完する役割を果たす。	主に体育会での活動(ユニフォーム等)に使用されていた伝統あるマーク。	本学のイメージアップを図るための、大学公式キャラクター。	本学公式キャラクター「めいじろう」の着ぐるみ。	大学の公的な性格を有し、明治大学を象徴するもの。
用途	効果的な大学PR、イメージアップのため、広く使用されることを期待。 (1) 本学が発行する印刷物、名刺(別途、運用ガイドラインあり)、封筒、ホームページ、SNS、パンフレット、レターヘッド、テンプレート等での使用 (2) 本学教職員および学生が大学の業務および教育・研究活動において使用 (3) 各組織が直轄する建物や付随する構造物、看板等での使用 (4) 本学で使用するユニフォーム・用具類への使用 (5) 本学が認めた広報活動での使用(広告やCM) (6) その他、広報課が使用が適当であると認めたもの		シンボルマークの次に位置する「セカンドマーク」として用いることとする。 (1) 大学PR、イメージアップなど大学の公的な発信物には基本的にはシンボルマークを使用することとし、デザイン等で変化をつける必要のある場合は、セカンドマークを使用 (1) これまで通り体育会での活動やサークル活動等での使用 (2) それ以外は、左記に準じることとする。	キャラクターを用いることで、より親しみやすさを感じさせる、効果的な広告宣伝がなされることを期待。	本学のさまざまな催しに登場することで、親しみを感じさせる、効果的なPR活動に貢献することを期待。	校旗、賞状、学位記など、大学全体に関わる、公式な行事などで使用。
申請者の範囲	教職員 → 申請不要 学生、校友会、父母会、外部企業・団体など → 要申請 ※学校法人明治大学の設置学校に限り認める。		教職員 → 申請不要 学生、校友会、父母会、外部企業・団体など → 要申請 ※学校法人明治大学の設置学校に限り認める。	教職員 → 申請不要 ※元データからデザインを変更する場合はVIマニュアル(めいじろうのルールブック)に従い要申請 学生 → 以下の場合は要申請 ・グッズやオブジェ制作の場合 ・教育研究活動以外で使用する場合 ・元データからデザインを変更する場合 校友会、父母会、系列校、外部企業・団体など → 要申請 ※系列校→主に生徒やPTAの当大学愛校心醸成に繋がる活動での使用可。(事前に広報課に要確認)	要申請 申請書には、各管轄部署長または担当教員の記名、捺印が必要。必ず以上の承認を得た上で、広報課へ申請を行うこと。 ※学校法人明治大学の設置学校に限り認める。	
ルール	右の場合は使用を認めない	<ul style="list-style-type: none"> 商品の開発等営利目的で使用する場合。(明大サポート等は除く) 明治大学の信用や品位を損なうと認められる場合。 個人使用の場合(明治大学公式の発表・見解と誤解されることを防ぐため) その他、使用が不適当と認められる場合。 		◆吹き出し等でめいじろうが発言する場合は、明治大学の品位を落とさない内容とすること。 ◆グッズやオブジェ製作にともない、規定以外のデザインで使用する場合は、広報課へ申請すること。 ※その他、すべてVIマニュアルに従うこと。	◆用途は、原則として大学が認める公的な行事、催し、イベント(教育、研究、社会貢献、地域連携に関わるもの)に限る。 ◆本学の敷地外での使用は原則禁止。やむを得ず、敷地外で使用が必要がある場合は、広報課へ相談のこと。運搬については各自の責任・費用負担のもと行うこと。 ◆貸し出しは、原則先着順。万一予約が重なった場合は、使用者間で調整すること。 ◆運搬、着用時を含む、貸し出し期間中の破損、事故については、使用部署での対応となるため、十分に注意すること。 ※詳細は別紙「使用に関するお願い」を参照	◆団体名や商品名のロゴを、シンボルマークと組み合わせて使用する(並べて配置する)場合は、広報課へ申請が必要。 ◆ロゴタイプを文書中で使用することは禁止。 ◆背景色は、紫紺、黒、白のみ。それ以外の背景色の場合は、その濃度に応じて、黒もしくは白抜きで表現するか、ロゴ等の周囲に、指定色で一定のスペースを設けること。 ◆紫紺色は、DIC224(12版推奨)で表現すること。 ◆金、銀を使用できるのは、大学公式の式典や記念品、贈答品、賞状、または対外的に望まれる場合に限る。 ◆個人単位での、ブログ、ツイッター等SNSでのアイコンとしての使用は禁止。(大学公式の発言・発信であると誤認される恐れがあるため。法人、教学により設置された正式な部署は除く) ◆明大サポートにおける販促ツール(のぼりやチラシ)への使用は、「めいじろう」のみ使用を認める。 ※その他、すべてVIマニュアルに従うこと。
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> デザインの改変使用は原則禁止。(フォーマルデザインと違うデザインを希望する場合、そのデザイン案とともに広報課に申請すること) 申請書は、商標の使用についてのみ許諾申請を行うものであって、その他の公的な証明を得るものではない。 					
データおよび申請書	<ul style="list-style-type: none"> ◆教職員はHP、MICS、ブランドブック付属DATA KEYよりダウンロード可能。 ◆教職員以外については、HPから申請書を取得し、申請後にデータを送付。 					
備考						